



経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定について



～口から食べる喜びを～

経口維持加算とは??

施設の入所者様などが認知機能や摂食・嚥下機能の低下により、口から食事を摂ることが困難になった場合に、食事の摂取を支援するための加算です。

口から食べる楽しみを継続できるようにするための重要な取り組みであり、多職種が連携して、一人ひとりの状態に合わせた支援を行うことを目的とされています。

対象事業者は??

【施設サービス】

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

【地域密着型サービス】

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者

対象者は?

- ①経口摂取をしている
 - ②認知機能、摂食・嚥下
 - ③医師の指示に基づいた**経口維持計画**が作成されている方
- 上記3つの条件を満たしている方が算定の対象になります。



	経口維持加算(Ⅰ)	経口維持加算(Ⅱ)
単位数	400単位/月	100単位/月
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護費算定方法に規定する基準に該当しないこと。 ・医師による摂食・嚥下機能が適切に評価されていること。 ・誤嚥等が起きた場合の管理体制が整えられていること。 ・誤飲を防止するための適切な配慮がなされていること。 ・医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して上記条件を実践出来る体制が整えられていること。 	
算定要件	多職種が共同して入所者の食事の観察及び会議などを月1回以上行い、対象者ごとに作成した 傾向維持計画書 にしたがって、医師や歯科医師の指示のもと管理栄養士や栄養士が栄養管理を行った場合に算定。	介護保険施設等が協力歯科医療機関を定めた上で、医師（配置医師を除く）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が食事の観察及び会議等に加わった場合に、 経口維持加算(Ⅰ)に加えて(Ⅱ)を算定。 ※療養食加算の併算定可。